

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

4-1 地震ハザードマップの公表・活用

市民・建物所有者の意識啓発のため、「防災マップ（ハザードマップ）・防災カルテ」の活用を推進します。

地震被害を緩和するためには、住宅・建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、ハザードマップの活用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

ハザードマップ、防災カルテは、地震被害の発生見通しと、避難場所等に関する情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

4-2 相談体制の整備および情報提供の充実

大津市に設けたリフォーム相談窓口を通じて、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

今後は、滋賀県との連携を基に、これらの窓口を通じて、「大津市木造住宅耐震診断員派遣事業」「大津市木造住宅耐震改修等事業」等に関する具体的な支援方策について十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

また、県等が実施している住宅相談や窓口を活用した相談体制の充実方策について検討します。

4-3 パンフレット作成・配布、セミナー・講習会の開催

パンフレット・セミナー・講習会等、各施策と連携した啓発・知識の普及を推進します。

大津市は滋賀県と連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や市民への配布等を行います。特に、耐震診断を受けていない建築主へのパンフレットの配布を通して、耐震診断・改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を強力に進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

現在、湖国すまい・まちづくり推進協議会が開催している県民向け住宅セミナーや、新聞等のメディアを活用した啓発事業等により、住宅の耐震診断・改修に関する情報発信を積極的に進めるとともに、県が実施している住宅相談の紹介に努めます。

その他、下記のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

① 防災点検・パトロール

春、秋、2回行っている防災点検や定期報告のない建築物のパトロール等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

② 住生活月間

毎年10月は「住生活月間」として、住宅に関し広く普及・啓発を行っていますが、今後この中で、市民に対する地震防災対策に関する情報提供を拡充していきます。

③ 総合防災訓練

毎年9月1日の周辺期日に、市において総合防災訓練を実施していますが、このような機会に、建築物の地震防災対策に対する意識高揚に努めます。

④ 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、特殊建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

⑤ 各種調査

既存建築物における地震対策等(窓ガラスの地震対策等)の調査を検討し、これらを通じて、所有者、管理者等に対し、地震対策の改善指導を行っていきます。

4-4 防災教育の推進

防災知識の普及のためには、できるだけ早期からの防災教育を推進することが重要であり、学校等における幼児・児童・生徒への防災教育の充実が必要となります。

このため、大津市地域防災計画に係る災害予防計画(市民への防災知識の普及、要配慮者への防災知識の普及、幼児・児童・生徒への防災教育)の推進の中で、次のような施策の実現に向けた検討を進めます。

① 市民への防災知識の普及

災害時における被害を最小限に抑え、誤報や混乱等を防止し、災害対策の円滑な推進を図るうえで、市民の防災知識が大きな役割を果たすと考えられるため、平常時から以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めます。

防災マップ等各種印刷物の作成
テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及
研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及
防災ホームページを活用した防災知識の普及
広報「おおつ」、「パイプライン」を活用した防災知識の普及
防災イベントの実施
各種防災講座の実施
各種防災訓練の実施
防火訪問等による防火・防災予防知識の普及
緊急地震速報受信時の対応行動等の普及、啓発
防災士の養成事業

② 災害時要援護者への防災知識の普及

災害時においては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の対策が求められることから、災害時要援護者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努めます。

③ 学校教育での防災知識の普及

防災知識の普及のためには、できるだけ早期からの防災教育を推進することが重要であり、学校等における幼児・児童・生徒への防災教育の充実に努めます。

1) 防災学習資料等による教育

滋賀県教育委員会発行の地震防災学習資料を活用した防災教育を推進します。

2) 防災教育啓発施設の活用

地震体験装置等を活用して防災体験学習の機会を充実させるなど、実効性のあるカリキュラムの構築に努めます。

3) 子どものための防災教室

小学校高学年を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携して、起震車体験、断層見学、防災マップの作成等を通じて、防災知識の習熟と防災意識の高揚に努めます。

4) 防災講座

中学生を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携して、災害の基礎知識、災害時の行動、要配慮者支援、防災ボランティア活動等について、防災講座を開催し、防災知識の習熟と防災意識の高揚に努めます。

4-5 リフォームについて

現在実施している「大津市木造住宅耐震改修等事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表や、市の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、市民に身近な技術者の紹介や情報提供について、一層進めます。

さらに、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、住まいを快適にするだけでなく、同時に耐震改修することにより耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを知ってもらうための事例等の情報提供について、リフォーム事業者と連携した施策を展開します。

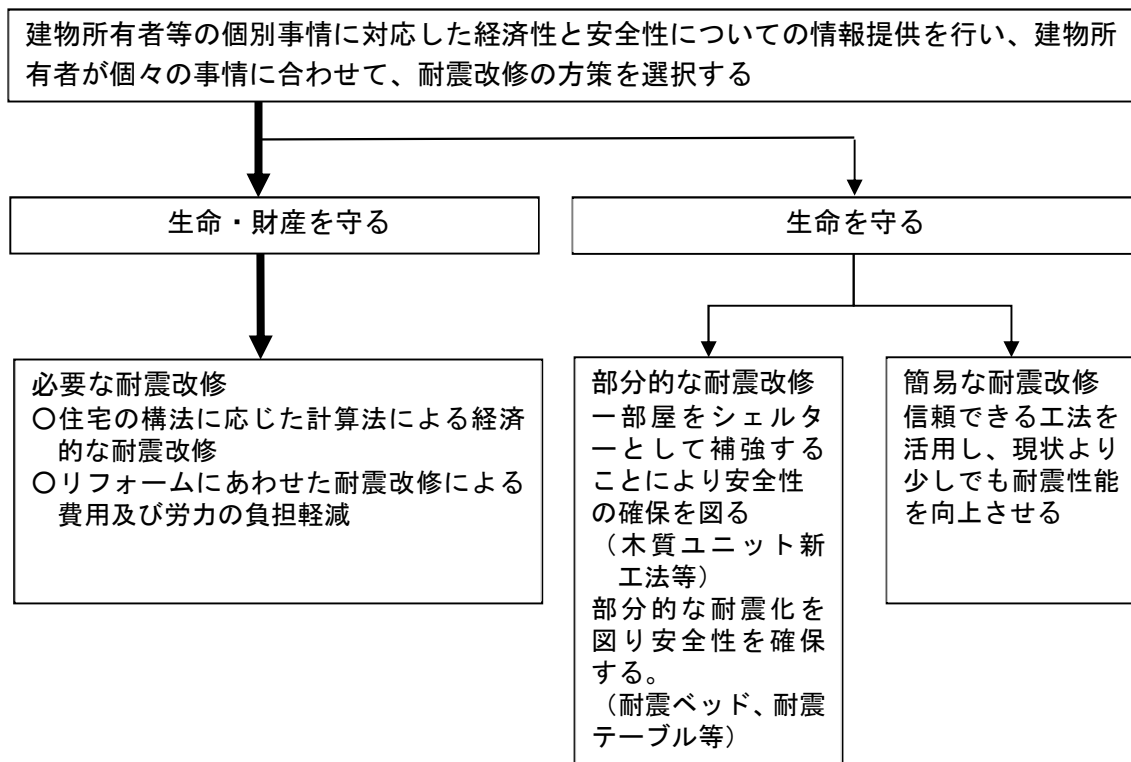
4-6 経済的な耐震改修等の方策の推進

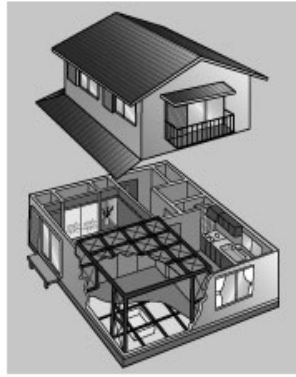
耐震改修を実施する際、建物所有者等と設計者及び施工業者が相談し、所有者等が改修内容等を十分理解したうえで、個々の事情に応じた改修を行うことが重要です。そこで、次のような周知・誘導を推進します。

- 戸建や長屋などの住宅形式やライフスタイルに応じた経済的な耐震改修を促進するため、住宅の構法（在来構法、伝統構法など）に応じた計算法の採用による設計や、信頼できる多様な耐震改修工法について広く周知徹底を図ります。
- リフォームにあわせた耐震改修について広く周知徹底を図り、耐震改修にかかる費用及び労力の負担の軽減を図ります。
- 耐震診断・耐震改修補助制度等の活用
 - ・ 大津市木造住宅耐震改修等事業、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業
 - ・ 耐震改修に関する優遇税制

生命・財産を守る耐震改修を基本としますが、建物所有者等の事情により、建物全体の耐震改修が困難で、「生命だけは守りたい」という意向がある場合も考えられます。このため、建物倒壊による生命の危険を現状より低減するための部分的又は簡易な耐震改修について経済性と安全性を含めた情報提供を行い、建築物所有者が個々の事情にあわせた耐震改修方策を選択できるよう啓発を行います。

耐震改修方策の選択フロー





【部分的な耐震改修】
家屋の中の一室を鉄骨で補強することにより、家族の安全を守り家屋の完全倒壊を防ぎます。



【防災ベッド】



【耐震テーブル】

4-7 自主防災組織等との関係

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、大津市は滋賀県の支援のもと、自主防災組織等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識高揚に努めるものとします。

また、大津市は企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行っていきます。

4-8 直接的な普及啓発

耐震診断・耐震改修の更なる促進を図るため、耐震化の重要性や必要性、耐震化に関する各種制度について市民への周知・普及を図ることを目的として「大津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。耐震化促進事業の取り組みの目標を設定することで、住宅の耐震化の促進に努めていきます。

また、過去に診断して耐震改修を行っていない特定建築物所有者に対して、周知啓発を進めていきます。